

ブルネイ
緊急(意匠)令
1999年
2000年1月29日施行

目次

第 I 部 序, 解釈及び適用

- 第 1 条 引用, 施行, 正式名称及び適用
- 第 2 条 解釈
- 第 3 条 不適用
- 第 4 条 意匠登録官及びその他の職員
- 第 5 条 登録官による権限委譲
- 第 6 条 意匠登録局
- 第 7 条 登録局の印章
- 第 8 条 意匠の所有権

第 II 部 意匠登録

- 第 9 条 新規性を有する意匠は登録することができる
- 第 10 条 意匠は物品の外観が重要でない場合は登録することができない
- 第 11 条 公序良俗に反する意匠は登録することができない
- 第 12 条 内密の開示等についての規定
- 第 13 条 美術作品についての規定
- 第 14 条 他の物品等に関する同一意匠の登録についての規定
- 第 15 条 登録出願
- 第 16 条 出願日
- 第 17 条 優先権主張
- 第 18 条 優先権主張行為
- 第 19 条 優先権の効果
- 第 20 条 出願の取下
- 第 21 条 みなし放棄の効果
- 第 22 条 期間の延長
- 第 23 条 出願の補正
- 第 24 条 出願における権利

審査及び登録

- 第 25 条 出願審査
- 第 26 条 登録及び公告
- 第 27 条 出願の拒絶
- 第 28 条 方式審査
- 第 29 条 登録の存続期間

第 30 条 登録の放棄

第 III 部 意匠における権利

第 31 条 登録によって付与される権利

第 32 条 意匠の性質

第 33 条 意匠の共有

第 34 条 意匠における権利に影響を及ぼす取引

第 35 条 意匠の使用を継続する第三者の権利

第 IV 部 政府による意匠の使用

第 36 条 安全保障、国防等のための政府による使用

第 37 条 第 36 条に基づく権利の性質と範囲

第 38 条 所有者に知らせる義務

第 39 条 意匠所有者は対価を受ける権利があること

第 40 条 高等裁判所への上訴

第 V 部 法的手続

第 41 条 登録後の権利の決定

第 42 条 第 41 条に基づく登録意匠の移転の効果

第 43 条 裁判所命令によって付与されるライセンス

第 44 条 公序良俗の理由による取消

第 45 条 意匠が登録を受けることができないとの理由による取消

第 46 条 所有者として登録を受ける権利を有さない者であるとの理由による取消

第 47 条 取消の効果

第 48 条 侵害訴訟手続

第 49 条 併存する権利の行使

第 50 条 第 49 条の排他的ライセンスへの適用

第 51 条 損害又は利益の回復の一般的限定

第 52 条 一定の侵害についての損害又は利益の回復の更なる限定

第 53 条 侵害物品等の引渡し命令

第 54 条 処分命令

第 55 条 不侵害についての宣言

第 56 条 争われた登録の有効性の証明書

第 57 条 理由のない訴訟手続

第 58 条 登録官に対する上訴

第 59 条 登録簿に係る手続への登録官の出頭

第 60 条 裁判所の一般権限

第 61 条 裁判所又は登録官への申請に選択権がある場合の手続

第 62 条 裁判所手続の費用及び経費

第 63 条 登録官手続の費用及び経費

- 第 VI 部 管理規定及び雑則
- 第 64 条 意匠登録簿
- 第 65 条 登録簿は一応の証拠である
- 第 66 条 登録簿の更正
- 第 67 条 登録簿を閲覧する権利
- 第 68 条 記入事項の写しを得る権利
- 第 69 条 情報を受ける権利
- 第 70 条 登録局の就業時間及び非就業日
- 第 71 条 登録官の裁量権行使
- 第 72 条 公務に係る登録官の免責
- 第 73 条 代理人の承認
- 第 74 条 提出書類の誤謬の訂正
- 第 75 条 国防目的に係る意匠
- 第 76 条 没収物品を販売する政府の権利

第 VII 部 規則及び細則

- 第 77 条 規則
- 第 78 条 細則

第 VIII 部 違法行為

- 第 79 条 登録簿等の偽造
- 第 80 条 意匠が登録されているとする虚偽表示
- 第 81 条 「意匠登録局」等の名称の悪用
- 第 82 条 第 75 条の指示に対する違反
- 第 83 条 法人及びパートナーシップが行った違法行為

第 IX 部 総則

- 第 84 条 授権権限
- 第 85 条 政府を拘束する命令

第 I 部 序、解釈及び適用

第 1 条 引用、施行、正式名称及び適用

- (1) 本令は、緊急(意匠)令 1999 年として引用することができ、法務長官が国王の裁可を受けて、公報での告知によって指定する日から施行する。
- (2) 本令の異なる規定に関し、又は同一規定に係る異なる目的に関し、(1)に基づいて、別の日を指定することができる。
- (3) 本令の正式名称は、「意匠権及び関連事項に関する命令」である。
- (4) 本令は、ブルネイ・ダルサラーム国(以下「ブルネイ」という)においてなされる事柄に適用するのと同様に、次に適用する。
 - (a) 大陸棚(1954 年大陸棚宣言により、1954 年 6 月 30 日に国王によって宣言された地域)及び大陸棚上の水域において、海底及び下層土の探査若しくは天然資源の開発に直接的に関連する目的で、そこに所在している構造物若しくは船舶に関してなされる事柄
 - (b) ブルネイ及びその大陸棚上の空域

第 2 条 解釈

- (1) 本令においては、文脈が別段の要求をしている場合を除き、
 - 「登録出願」とは、第 15 条に基づいてなされる意匠登録出願をいう。
 - 「物品」とは、製造物品をいい、物品の一部が別個に作られ、かつ、販売される場合はその一部を含む。
 - 「美術作品」は、緊急(著作権)令 1999 年第 6 条に従って解釈されるが、緊急(回路配置)令 1999 年第 2 条に夫々定義される回路配置又は集積回路は含まない。
 - 「譲渡」とは、関係当事者の行為による譲渡をいう。
 - 「事業」は、如何なる取引又は職業も含む。
 - 「施行」とは、本令の主要な明文化された規定の施行のために指定された日をいう。
 - 「一致する意匠」とは、美術作品に関して、物品に適用されたならば、緊急(著作権)令 1999 年第 I 部の適用上、その美術作品の複製とみなされるような物を生産することになる意匠をいう。
 - 「裁判所」とは、高等裁判所又は中間裁判所をいう。
 - 「創作者」とは、意匠に関して、それを創作する者、又は当該人が 2 以上である場合はその各々をいう。
 - 「従業者」とは、雇用契約に基づいて働いている、又は雇用が終了している場合は働いていた者をいう。従業者に関して「使用者」とは、従業者を雇用している又はしていた者をいう。
 - 「排他的ライセンス」とは、意匠所有者によって又はその代理で署名されたライセンスであって、ライセンスを付与する者を含むすべての他の者を除いて、ライセンスが付与されるのでなければ本令に基づいて所有者が行使する筈の権利を当該ライセンスによって授権された方法で行使することをライセンシーに授権するライセンス(一般的か限定的かを問わず)をいう。登録出願に関して「出願日」とは、出願日として第 16 条に基づいて決められた日をいう。
 - 「方式要件」とは、第 15 条の要件及び本令の適用上方式要件としての要件を指定する規則の

要件をいう。

意匠の「政府使用」とは、第 36 条に基づいて当該意匠に関してなされる行為をいう。

「意匠」とは、産業工程によって物品に適用される形状、形態、模様又は装飾の特徴であつて、完成された物品において視覚に訴え視覚によって判断される特徴をいう。ただし、次を含まない。

- (a) 建造の方法若しくは原理、又は
- (b) 物品の形状若しくは形態であつて、次に該当するもの
- (i) その物品が果たすべき機能によってのみ決まるもの、又は
- (ii) その物品が不可分の一部を構成することを創作者によって意図された他の物品の外観に依存するもの

「所有者」は、第 8 条によって与えられる意味を有する。

「パリ条約」とは、工業所有権の保護に関する 1883 年 3 月 20 日のパリ条約であつて、その後改正又は修正されたものをいう。

「パリ条約加盟国」とは、パリ条約の加盟国であつて、ブルネイ以外の国をいう。

「優先日」とは、登録出願に関して、第 19 条に従つて出願日とみなされる日をいう。

「登録簿」とは、第 64 条(1)に基づいて登録官によって維持管理される意匠登録簿をいう。

「登録意匠」とは、第 26 条に基づいて登録された意匠をいう。

登録意匠に関し「登録所有者」とは、自己の名称が意匠所有者として登録簿に記入されている者、又は当該人が 2 若しくはそれ以上である場合はそれら当該人の各々をいう。

「登録官」とは、第 4 条(4)に基づいて指定された意匠登録官をいう。

「登録」とは、文脈が別段の要求をしている場合を除き、登録簿への登録をいう。

「登録局」とは、登録官によって管理される意匠登録局をいう。

「組物」とは、通常共に販売されるか又は共に使用することを意図された同一の一般的特徴を有する 2 又はそれ以上の物品であつて、その各々に同一の意匠、又は特徴を変更し若しくはその同一性を実質的に害するには至らない程度の修正若しくは変更が施された同一の意匠が適用されたものをいう。

「移転」とは、法的作用、死亡した者の人格代表者による承継、又は譲渡によらない他の移転方法による移転をいう。

「世界貿易機関協定」とは、1994 年にマラケシュで作成された、世界貿易機関を設立する協定であつて、その後改正又は修正されたものをいう。

「世界貿易機関の加盟国」とは、ブルネイ以外の国、領土・準州又は地域であつて、世界貿易機関協定の加盟国であるものをいう。

(2) 文脈が別段の要求をしている場合を除き、本令における言及は次のとおりとする。

- (a) 書類の提出への言及は、書類の登録官への提出と解釈する。
- (b) 意匠が登録された物品への言及は、組物に関して登録された意匠の場合には、その組物の何れかの物品への言及と解釈する。
- (c) 意匠又は登録意匠の侵害への言及は、本令によって付与される何れかの意匠権の侵害への言及と解釈する。

第 3 条 不適用

(1) 本令は、コンピューター・プログラム及び回路配置には適用されない。

(2) 第 77 条に基づいて規則を定め、その中で主に文学的又は美術的特徴の物品として指定されるものについての意匠を本令に基づく登録から除くことができる。

(3) (1)においては次のとおりとする。

「コンピューター・プログラム」とは、何れかの言語、記号又は表示法による、直接又は次の何れか若しくは双方の後に意図された一組の命令(関連情報を伴うか否かを問わず)の表現をいう。

(a) 他の言語、記号又は表示法への転換

(b) 情報処理能力を有するデバイスに特定の機能を果たさせるための異なる材料形態による再生

「回路配置」とは、表現の如何を問わず、少なくともその 1 が能動素子である素子の、及び(緊急(回路配置)令 1999 年第 2 条に定義された)集積回路の相互接続の一部又はすべての立体配置をいい、製造を意図する集積回路のために作成された立体配置を含む。

第 4 条 意匠登録官及びその他の職員

(1) 意匠登録官を置き、登録官に意匠登録局の最高管理権を与える。

(2) 1 又は 2 以上の意匠副登録官を置き、登録官の支配に従うことを条件として、副登録官に本令に基づく登録官のすべての権限及び職務を付与するが、第 5 条に基づく登録官の権限を除く。

(3) 1 又は 2 以上の意匠登録官補を置く。

(4) 本条に基づく意匠に係る登録官及び副登録官は、国王によって任命される。

第 5 条 登録官による権限委譲

(1) 登録官は、特定の事項又は特定の種類の事項に関し、本令に基づく同官の権限又は職務(委任権限は除く)の全部又は一部を意匠登録官補又はその他の公の職員に委任することができる。それにより被委任者は委任された権限及び職務を、委任証書に指定される事項又はその種類の事項に関して行使することができる。

(2) 本条に基づく委任は、任意に取り消すことができ、如何なる委任も、意匠登録官又は意匠副登録官による権限又は職務の行使を妨げない。

第 6 条 意匠登録局

本令の適用上、意匠登録局として知られる局を置く。

第 7 条 登録局の印章

(1) 意匠登録局の印章を設けるものとし、当該印章は、法務長官によって承認された図柄によるものとする。

(2) その印影は司法的に認知され、証拠として認められる。

第 8 条 意匠の所有権

(1) 本条に従うことを条件として、意匠の創作者は、本令の適用上当該意匠の原所有者である。

(2) 意匠がある者によって職務中又は見習期間中に創作された場合は、使用者が、別段の契

約があればそれに従うことを条件として意匠の原所有者となる。

(3) ある者が意匠の創作を委託しその委託義務中に意匠が創作された場合は、その職務を委託した者が、別段の契約があればそれに従うことを条件として意匠の原所有者となる。

(4) 意匠又は意匠を物品に適用する権利が、譲渡によるか移転によるかを問わず、単独で又は原所有者と共に原所有者以外の他の者に付与される場合は、当該他の者又は場合により原所有者及び当該他の者が、本令の適用上意匠の所有者又は当該物品に関する意匠の所有者となる。

(5) 人間である創作者がいない状況でコンピューターによって創作された意匠の場合は、意匠の創作に必要な手配をした者が、意匠の創作者とみなされる。

第 II 部 意匠登録

第 9 条 新規性を有する意匠は登録することができる

(1) 本令に従うことを条件として、新規性のある意匠は、所有者であることを主張する者の出願によって、出願に指定する物品又は組物に関して登録することができる。

(2) 登録出願がなされた意匠は、それが次のものと同一である場合は、新規性を有するとはみなされない。

(a) 当該意匠が出願されているものと同一の物品に関して若しくは他の物品に関して登録されているか否かを問わず、ブルネイで出願済の先の出願に従って登録されているか若しくは有効な意匠、又は

(b) 出願されているものと同一の物品に関して若しくはその他の物品に関して公告されているか否かを問わず、出願日前にブルネイ若しくは他所で開示されている意匠、又はそのような意匠とは重要でない細部若しくは取引において普通に使用される変形である特徴においてのみ異なる意匠

(3) 登録官は、所定の事案においては、意匠が新規性を有するか否かを決定する目的で、登録出願が実際になされたものよりも早い又は遅い日になされたものとみなすことを指示することができる。

第 10 条 意匠は物品の外観が重要でない場合は登録することができない

ある物品について当該種類の物品を取得し又は使用する者による審美的考慮が重要な程度まで通常はなされず、当該物品に意匠が適用されたとしても審美的考慮がそのような程度までなされない筈の物品に関しては、意匠は登録することができない。

第 11 条 公序良俗に反する意匠は登録することができない

(1) (2)に従うことを条件として、その公開又は使用が公序良俗に反する意匠は、登録することができない。

(2) 意匠の公開又は使用は、それがブルネイで施行中の法律によって禁じられているとの理由のみで公序良俗に反するとはみなされない。

第 12 条 内密の開示等についての規定

(1) 次の理由のみによっては、意匠登録出願は拒絶されず、意匠登録は無効とされない。

(a) 所有者による他人への 12 月以内の意匠の開示であって、当該他人が意匠を使用又は公開することが善意に反する状況でのもの

(b) 意匠所有者以外の者による 12 月以内の善意に反する意匠の開示

(c) 新規性又は独自性を有し登録を求める織物意匠の場合において、意匠を付された商品の最初で内密の受注

(d) 所有者による 12 月以内の政府部局への又は政府部局に許可された者への意匠の伝達であって、意匠の理非又は当該伝達の結果なされる何事かの理非を考慮するためのもの

(2) 次の理由のみによっては、意匠登録出願は拒絶されず、かつ、意匠登録は無効とされない。

(a) 意匠の表示又は意匠が適用されている物品が、公認国際博覧会で意匠所有者の同意をも

って展示されていること

(b) (a)にいう展示後かつ博覧会期間中に、意匠の表示又は意匠が適用されている物品が、所有者の同意なく何人かによって展示されていること、又は

(c) 意匠登録出願が博覧会の開会后6月以内になされる場合において、意匠の表示が(a)にいう展示の結果公開されていること

(3) 本条において、「公認国際博覧会」とは、1928年11月22日の国際博覧会条約及び同条約議定書の意味内での、又は同条約に代わる条約の意味内での公式又は公認国際博覧会をいう。

第13条 美術作品についての規定

(1) (2)に従うことを条件として、美術作品の著作権所有者の同意を得て一致する意匠の出願がなされる場合は、意匠は、本令の適用上その美術作品の先使用のみを理由として新規性を有するもの以外とはみなされない。

(2) 先使用が、次が工業的に適用された物品の販売、賃貸、又は販売若しくは賃貸の申出若しくは披露から成る又はそれを含む場合において、当該先使用が著作権所有者の同意を得てなされたときは、(1)は適用されない。

(a) 問題の意匠、又は

(b) 重要でない細部において若しくは取引で普通に使用される変形である特徴においてのみ異なる意匠

(3) 本条の適用上、意匠が物品又は物品の何れかの種類に工業的に適用されたとみなされる状況について規則を定めることができる。

第14条 他の物品等に関する同一意匠の登録についての規定

(1) 何らかの物品に関する登録意匠の登録所有者が、次の出願、すなわち、

(a) 登録意匠の1又は2以上の他の物品に関する登録出願、又は

(b) 特徴を変える又はその同一性に実質的に影響を及ぼすには至らない修正又は変形を施した登録意匠から成る意匠の、同一若しくは1又は2以上の他の物品に関する登録出願、をする場合は、登録意匠の先の登録又は公開のみを理由としては出願は拒絶されず、かつ、出願によりなされた登録は無効とされない。

ただし、本条によって登録された意匠に係る権利は、原登録意匠に存する権利の期間及びその延長期間の終了を越えることはできない。

(2) 何人かが物品に関して意匠登録出願をし、次の何れかである場合、すなわち、

(a) 意匠が何らかの他の物品に関して、他人によって先に登録されている場合、又は

(b) 出願に係る意匠が、同一の物品又は特徴を変える若しくはその同一性に実質的に影響を及ぼすには至らない修正又は変形を施した何らかの他の物品に関して、他人によって先に登録されている意匠から成る場合は、

出願が係属中の如何なる時点でも出願人が先に登録された意匠の登録所有者になるときは、出願時に出願人が意匠所有者であったものとして、(1)が適用される。

第15条 登録出願

(1) 意匠登録出願は、所定の方法で登録官に対してしなければならない。

- (2) 出願は次を含まなければならない。
 - (a) 意匠登録の願書
 - (b) 複製に適した意匠の表示
 - (c) 意匠が新規性を有する旨の陳述
 - (d) 出願人の名称及び宛先
 - (e) 出願人が意匠創作者でない場合は、意匠に関する出願人の権利を説明する陳述
 - (f) 書類送達のためのブルネイにおける宛先、及び
 - (g) 規則によって求められるその他の情報、書類又は事項
- (3) 出願には、規則で許されるその他の情報、書類又は事項を含めることができる。
- (4) 出願には、所定の手数料を添えなければならない。
- (5) 各意匠出願は、出願時に次を確定するために審査しなければならない。
 - (a) 所定の手数料が納付されていること、及び
 - (b) 出願が出願日付与についての第 16 条の要件を満たしていること
- (6) 意匠が次のとおりである場合は、2 又はそれ以上の意匠を同一の登録出願の主題とすることができる。
 - (a) 同一の所定の意匠分類又は同一の組物に係ること、及び
 - (b) 所定の条件を遵守すること

第 16 条 出願日

- (1) 本令に従うことを条件として、意匠登録の出願日は、次がなされた日の最終日である。
 - (a) 第 15 条(2)(a)から(c)までによって求められるすべてを含む書類が提出され、かつ
 - (b) 所定の手数料が納付される。
- (2) 所定の手数料が第 15 条(4)に従って納付されなかった場合は、出願は放棄されたものとみなされる。
- (3) 出願日を(1)に基づいて付与することができない場合は、登録官は、出願人に不備を是正する機会を与え、不備が所定期間内に是正されない場合は、出願は放棄されたものとみなされる。

第 17 条 優先権主張

- (1) 意匠登録出願をパリ条約加盟国又は世界貿易機関加盟国において又は当該国に関して提出した者又はその権原承継人は、同一の物品の何れか又はすべてに関して本令に基づいて同一の意匠を登録する目的上、最初の出願の出願日から 6 月の期間優先権を有する。ただし、所定の条件を守ることを条件とする。
- (2) パリ条約加盟国又は世界貿易機関加盟国において又は当該国に関しての意匠登録出願は、当該パリ条約加盟国又は世界貿易機関加盟国の法律に基づく又は当該国が加盟国である協定に基づく正規の国内出願と同等のものとして、優先権を生じさせるものと認められる。
- (3) 先出願の主題であった意匠の後にする登録出願であって、同一のパリ条約加盟国又は世界貿易機関加盟国において又は当該国に関してなされた出願は、後にする出願の出願日に次のとおりである場合は、優先権を確定する目的のために最初の出願とみなされる。
 - (a) 先の出願が、公衆の閲覧に供されることなく、かつ、何らかの権利を存続させることなく、取り下げられ、放棄され又は拒絶されていること、及び

- (b) 先の出願が優先権主張の基礎となっていなかったこと
- (4) 本条において「正規の国内出願」とは、結果の如何を問わず、パリ条約加盟国又は世界貿易機関加盟国における又は当該国に関する意匠登録出願であつて、その出願がなされた日付を確定するために適切なものをいう。
- (5) ブルネイにおいて又はブルネイに関してなされた意匠登録出願は、(1)、(2)及び(3)に規定されたもの同一の効果を有する優先権を生じさせる。ブルネイにおける又はブルネイに関する後にする出願があり、ブルネイにおいて又はブルネイに関してなされた先の出願の優先権を主張するときは、後者は放棄され前者によって代替されたものとみなされる。

第18条 優先権主張行為

- (1) 先の出願の優先権を利用しようとする出願人は、優先権陳述書を所定の方法で登録官に提出しなければならない。
- (2) 優先権陳述書が本条に従つて提出された場合は、出願人は、登録官に対する手続の目的では陳述書に示された優先権を享受する権原を有するものとみなされる。
- (3) 先の出願の優先権を主張する宣言がなされた場合及び優先権主張の有効性が意匠の新規性又は進歩性の有無の決定に関連性を有するとの登録官の見解である場合は、出願人又は出願人に対して付与された意匠の所有者は、登録官に求められた場合は、宣言に明記されたすべての出願に関して、次を提供しなければならない。
 - (a) ファイル番号、及び
 - (b) 次の何れか
 - (i) ファイルした当局によって適正に認証された当該出願の写し、又は
 - (ii) その写しが当該出願の原本に対応するものである旨の法定宣言書又は宣誓供述書を伴うか又は他の方法で登録官がその旨に納得するように検認された当該出願の写し

第19条 優先権の効果

- (1) 優先権は、第18条に基づいて主張された先の出願の出願日が、意匠が新規性を有するかどうかを決定する目的で本令に基づく登録出願の出願日とみなされる効果を有する。
- (2) (1)は、本令に基づく登録出願に関して第9条(3)に基づいて命令を出す権限を排除するものと解釈してはならない。
- (3) 意匠登録出願が本令に基づいてなされ、先の出願の優先権が第18条に基づいて主張されている場合は、本令に含まれる事柄に拘らず、先の出願が先の出願の出願日後の何れかの時に公開された事実のみを理由として出願は拒絶されず、かつ、本令に基づく意匠登録は無効とはされない。

第20条 出願の取下

- (1) 出願人は、第26条に基づく公告の準備が完了する日であつて、登録官が決定する日前に取下の届出を登録官に出すことによって意匠登録出願を取り下げることができる。
- (2) 本条に基づく届出は、書面によるものとし、所定の方法で提出されなければならない。
- (3) 本条に従つて届出がなされた場合は、出願は放棄されたものとみなされる。
- (4) 本条に従つて提出された届出は、取消不能である。

第 21 条 みなし放棄の効果

意匠登録出願が本令によって放棄されたものとみなされる場合は、次のとおりとする。

- (a) 出願人は、放棄の直前まで享受した第 19 条に基づく優先権を引き続き享受するが、
- (b) 出願に関して、本令に基づいてその他の権利を主張することはできない。

第 22 条 期間の延長

(1) 法務長官は、登録出願に関して、又は本令若しくはそれに基づく規則若しくは細則に基づく手続(ただし、裁判所手続でない)において何らかの行為をなすために指定された期間について延長を規定する細則を、国王の承認をもって定めることができる。

(2) 細則は、そのような延長が付与される状況を規定するに適すると法務長官が考える規定を含むことができ、期間延長の付与によって影響を受ける者の保護及び補償も規定することができ、また、期間が満了したにも拘らず、期間延長の付与を登録官に授権することができる。

第 23 条 出願の補正

(1) 登録官は、出願人から所定の方法で請求があったときは、意匠登録出願を補正することができる。

(2) 補正の結果、出願の範囲が原出願において実質的に開示されなかった事項を含むことにより拡大する場合、又は補正の結果原意匠若しくは 2 以上の原意匠があるときはその何れかが変更される場合は、意匠登録出願は、(3)に基づいて補正することはできない。

(3) 意匠登録出願の補正の請求が(1)に基づいて認められ、補正が原出願から 1 又は 2 以上の意匠を排除する効果を有する場合は、出願人は、原出願が係属中何時でも意匠の又はそのように排除された意匠の更なる登録出願をすることができる。

(4) 登録出願がなされた後、かつ、意匠が登録される前に、先の出願に含まれる事項の一部に関する細則に従って原出願人又はその権利の承継人によって更なる出願がなされ、第 15 条にいう条件が新たな出願に関して(新たな出願が(2)に違背することなく)満たされる場合は、新たな出願が、その出願日として先の出願の出願日を有するものとみなされる。

第 24 条 出願における権利

(1) 第 32 条、第 33 条及び第 34 条は、それらが登録意匠に関して適用されるように、必要な修正を施して意匠登録出願に関して適用される。

(2) 意匠登録出願に適用される第 33 条においては、(1)における意匠登録への言及は、出願への言及と解釈する。

(3) 取引、証書又は事件に関して適用される第 34 条においては、事項の登録及び事項の登録申請への言及は、当該事項の登録官に対する書面による届出への言及と解釈する。

審査及び登録

第 25 条 出願審査

(1) 意匠登録出願が第 16 条に基づいて出願日を付与され、取り下げられていない場合は、登録官は、本令の要件及び方式要件を満たすか否かを決定するために当該出願を審査する。

(2) 登録官は、方式要件に関して不備があると確認した場合は、出願人に通知し、所定期間内に不備を訂正する機会を与える。

(3) (1)に基づく審査後、方式要件がすべて満たされているとは言えないと確認された場合は、登録官は、出願人に対して登録官が指定する期間内に申立をして当該要件(ただし、第23条(2)に従うことを条件とする)を満たすように出願を補正する機会を与え、出願人がこれを行うことができない場合は、出願を拒絶する。

第26条 登録及び公告

(1) 第25条に基づく登録官による審査によって意匠登録出願が方式要件を満たしていると認められた場合は、当該審査後速やかに、ただし、第27条に従うことを条件として、登録官は、所定の手数料の納付があったときは、次のことを行う。

- (a) 登録簿に所定の事項を記入して意匠を登録し、
- (b) 出願人又は出願の権原承継人の名称を意匠所有者として登録簿に記入し、
- (c) 意匠が登録された時の意匠の登録所有者である者に登録証を交付し、更に、
- (d) 公報での告知によって当該登録の事実を公表し、意匠の表示を公告する。

(2) (1)(d)に拘らず、登録の公告及び意匠の公告は、出願時に又は公告の準備が完了する日前の何れかの時に出願人の請求があったときは、出願日から又は優先権が主張されている場合は出願の優先日から12月を越えない期間につき延期される。

(3) 意匠登録時に、公告の延期を求める請求が(2)に基づいてなされた場合は、意匠の表示も出願に関するファイルも公衆の閲覧に供してはならない。この場合は、登録官は、延期の旨及び登録所有者を特定する情報を公告し、出願日、延期が請求された期間及びその他の所定事項を表示しなければならない。

(4) 延期期間の満了時に、登録官は登録意匠を公告する。

(5) 公告延期期間中での登録意匠を基礎とした法的手続の提起は、登録簿及び出願に関するファイルに含まれる情報が手続の提起を受けた者に伝達されているという条件に従うことを前提とする。

第27条 出願の拒絶

(1) 登録官は、第25条に基づく審査後かつ同条に規定の不備の訂正機会の出願人への提供後に次のとおり確認する場合は、拒絶理由を陳述する所定の方法による通知によって意匠登録出願を拒絶することができる。

- (a) 出願が方式要件を満たさないこと
- (b) 出願を一見して意匠が新規性を有さない又はその他の理由で登録することができないこと、又は
- (c) 意匠登録の所定の手数料が納付されていないこと

(2) 登録官が、本条に基づいて意匠登録出願を拒絶する場合は、次のとおりとする。

- (a) 出願人は、当該拒絶直前まで享受していた第18条に基づく優先権を引き続き享受し、
- (b) その他の権利は、出願に関して、本令に基づいて主張することはできない。

第28条 方式審査

明示的に別段の定がある場合を除き、本令の如何なる事項も、意匠登録出願を受理するか否

かを決定する目的で次についての疑問を考慮又は配慮する義務を登録官に負わせるものと解釈してはならない。

- (a) 意匠の登録可能性
- (b) 出願人が出願において主張された優先権を受ける権原を有するか否か、又は
- (c) 意匠が出願において適正に表示されているか否か

第 29 条 登録の存続期間

- (1) 意匠登録の最初の存続期間は、登録出願日に始まる 5 年とする。
- (2) 意匠登録の存続期間は、5 年毎の追加期間で延長することができるが、登録の全期間が登録出願日に始まる 15 年を越えることはできない。
- (3) 登録意匠所有者が、登録期間の 5 年延長を望む場合は、所定の更新手数料は、最新の登録存続期間の終了直前の 3 月以前に納付してはならない。
- (4) 更新手数料が(3)に従って納付されない場合は、意匠登録は、最新の登録存続期間の終了時に効力を停止する。
- (5) (4)に規定する期間の終了直後の 6 月以内に更新手数料及び所定の追加手数料が納付される場合は、意匠登録は効力を停止しなかったものとみなされ、これに従って、
 - (a) 当該期間に所有者の同意をもって意匠権に基づいて又は関してなされた事項は、有効とみなされ、
 - (b) 登録が効力を停止していなかった場合は意匠の侵害を構成した筈の行為は、当該侵害を構成するものとみなされ、更に、
 - (c) 登録が効力を停止していなかった場合は意匠の政府使用を構成した筈の行為は、政府使用を構成するものとみなされる。

第 30 条 登録の放棄

- (1) 意匠登録は、意匠が登録されたすべて又は何れかの物品に関して、登録所有者がこれを放棄することができる。
- (2) 規則によって次を規定することができる。
 - (a) 放棄の方法及び効果について、並びに
 - (b) 意匠における権利を有する他人の利益の保護について

第 III 部 意匠における権利

第 31 条 登録によって付与される権利

(1) 本令に従うことを条件として、本令に基づく意匠登録は、登録所有者に次の排他的権利を与える。すなわち、意匠が登録され、意匠又はその意匠と実質的に異なる意匠が適用された物品を、

(a) ブルネイにおいて製造し又は次のために輸入すること

(i) 販売又は賃貸、若しくは

(ii) 取引又は事業目的での使用、又は

(b) ブルネイにおける販売、賃貸、販売若しくは賃貸の申出若しくは披露をすること

(2) 意匠における権利は、登録所有者の許諾なく次のことを行う者によって侵害される。

(a) (1)に基づいて登録所有者の排他的権利であることをする又はすることを他人に授権すること

(b) (1)にいう物品がブルネイ又は他所で製造されることを可能にする何かを製造する又は製造を他人に授権すること

(c) 組物に関してなされた場合は意匠の侵害を構成する筈の何かを、組立てキットに関してする又はすることを他人に授権すること、又は

(d) 組み立てられる物品が(1)にいうような物品である場合に、ブルネイ又は他所で組立てキットが製造される又は組み立てられることを可能にするために何かを製造する又は製造を他人に授権すること

(3) 意匠における権利は、次のとおり何人かによってなされる行為によっては侵害されない。

(a) 研究目的又は私的かつ家庭用途のみ

(b) 指導過程又は指導過程の準備における教授目的(指導を与える又は受ける者によってなされた場合に限る)

(c) 評価又は分析目的

(d) 登録意匠又は登録意匠によって取得された製品であって意匠の登録所有者又は当該人によって許可された者の同意(条件付か否かを問わない)によって製造されたものの輸入、使用又は処分若しくは処分の申出によって構成される行為。この目的では、「登録意匠」は、ブルネイ以外の国又は領土において、本令に基づき登録された意匠と同一又は本質的に同一の意匠に関して登録された意匠を含む。

(4) 第 2 条(1)における「意匠」の定義の(b)に基づいて意匠が登録することができるか否かを決定する目的で考慮されない意匠の特徴の複製によっては、意匠における権利は侵害されない。

(5) 本条において、「組立てキット」とは、物品に組み合わせることを意図された完全な又は実質的に完全な構成要素の組物をいう。

第 32 条 意匠の性質

(1) 意匠及びそれに基づく権利は、解釈及び一般条項法第 3 条(1)の「財産権」の定義(a)の意味における財産権であり、本令に従って、他の財産権と同様に(1)から(6)までに従って譲渡又は移転によって移転することができる。これは、事業の営業権に関連してか又は独立して移転することができる。

(2) 本令に従うことを条件として、意匠及びそれに基づく権利は、譲渡し又は譲渡抵当に入れることができる。

(3) 本令に従うことを条件として、意匠の使用についてのライセンスを意匠に基づいて付与することができるが、また、

(a) ライセンスが規定する範囲で、サブライセンスを当該ライセンスに基づいて付与することができるが、当該ライセンス又はサブライセンスは譲渡し又は譲渡抵当に入れることができ、

(b) 当該ライセンス又はサブライセンスは、法的に他の財産権と同様の方法で帰属する。

(4) 意匠の又はそれに基づく権利の譲渡又は譲渡抵当は、全体的か部分的かを問わず、書面により、かつ、譲渡人によって署名されたものでなければ、又は法人の場合は当該法人によって署名されその捺印に基づくものでなければ効力を有さない。

(5) 意匠又はその持分の譲渡、及び意匠に基づいて付与される排他的ライセンスは、譲受人又はライセンシーに先の侵害についての手続を提起する権利を与える。

(6) 権利所有者によって意匠権に関して付与されたライセンスは、次を除き、当該所有者の権利に対するすべての権利の承継人を、ライセンスが付与者を拘束していたのと同じ範囲まで拘束する。

(a) 有価約因による、かつ、実際的か擬制的かを問わずライセンスの通知のない善意の購入者、及び

(b) 当該購入者から権原を受ける者

第 33 条 意匠の共有

(1) 別段の合意があればそれに従うことを条件として、意匠の 2 以上の所有者があるときは、それらの各々が意匠の分割されていない持分に対する権利を有する。

(2) 本条及び別段の合意があればそれに従うことを条件として、意匠の 2 以上の所有者があるときは、それらの各々が本人又は代理人によって自身の利益のために、かつ、他の登録所有者の同意なく又は他の登録所有者に説明する必要なく、本条及び第 36 条がない場合は当該意匠の侵害を構成する筈の行為を意匠に関してする権利を有し、当該行為は当該意匠の侵害を構成しないものとみなされる。

(3) 第 41 条及び別段の合意があればそれに従うことを条件として、意匠の 2 以上の所有者があるときは、登録所有者は、他の所有者各々の同意なく意匠に基づいてライセンスを付与し又は意匠の持分を譲渡し若しくは譲渡抵当に入れることはできない。

(4) (1) 又は (2) の規定は、死亡した者の受託者若しくは人格代表者の相互の権利若しくは義務、又は受託者若しくは人格代表者としての権利若しくは義務に影響を及ぼすものではない。

第 34 条 意匠における権利に影響を及ぼす取引

(1) 本条が適用される取引、証書又は事件によって意匠に基づく権利を取得したと主張する者は、本条が適用される先の取引、証書又は事件によって当該権利を取得したと主張する他人に対して、後の取引、証書又は事件のときに次のとおりである場合は、対抗する権利を有する。

(a) 先の取引、証書又は事件に関する事項の登録についての申請がなされておらず、かつ、

(b) 後の取引、証書又は事件に基づいて主張する者が、先の取引、証書又は事件を知らなかった。

(2) (1)は、本条が適用される取引、証書又は事件によって意匠に基づく権利を取得したと主張する者があり、当該権利が、本条が適用される先の取引、証書又は事件によって取得されたそのような権利と両立しない場合にも適用される。

(3) 本条は、次の取引、証書及び事件に適用される。

(a) 意匠又はそれに基づく権利の譲渡

(b) 意匠の譲渡抵当又はそれに係る担保の付与

(c) 意匠に基づくライセンス又はサブライセンスの付与、譲渡又は譲渡抵当

(d) 意匠の登録所有者若しくは登録所有者の1又は意匠に基づく権利を有する者の死亡、及び人格代表者の同意による意匠又はそのような権利の付与、並びに

(e) 意匠又はそれに基づく権利を何人かに移転する裁判所又は他の管轄当局の命令又は指示及び裁判所又は当局がそのような命令又は指示を出す権限の由来である事件

第35条 意匠の使用を継続する第三者の権利

(1) 意匠の登録出願日前にブルネイにおいて次のとおりである者は、(2)に明記する権利を有する。

(a) ある行為を善意でなす者であって、当該行為がなされた時にその意匠が登録されていたならば意匠の侵害を構成した筈である場合、又は

(b) そのような行為をなすために実効的で真剣な準備を善意でなす者

(2) (1)にいう権利は、次のとおりであり、そのような行為を本項によってなすことは、当該意匠の侵害を構成しない。

(a) (1)にいう行為を引き続き行う、又は場合により行う権利

(b) 業として個人によってそのような行為がなされた又はそのような準備がなされた場合は、

(i) その行為を行う権利を譲渡する又は死亡時にそのような権利を移転する権利、及び

(ii) その行為がなされた又はその準備がなされたその時の事業パートナーが行為をなすことを授権する権利、並びに

(c) 業として法人によってそのような行為がなされた又はそのような準備がなされた場合は、その行為をなす権利を譲渡する権利、又はその法人の解散時にそのような権利を移転する権利

(3) (2)に規定する権利は、(1)にいう行為をなすために何人かにライセンスを付与する権利を含まない。

(4) (2)によって付与される権利の行使において物品が他人に処分される場合は、当該他人及びその者を通じて主張する者は、その物品が当該意匠の所有者によって処分されたものとして同様にその物品を取り扱うことができる。

第 IV 部 政府による意匠の使用

第 36 条 安全保障、国防等のための政府による使用

(1) 意匠に関して、政府によって又は政府を代表してなされる行為は、その行為が次のためになされることが必要又は便宜であると政府に判明している場合は、当該意匠権の侵害にはならない。

(a) ブルネイの安全保障又は国防の侵害を避けるため、又はブルネイに係る戦争の効率的な遂行のため

(b) 国家非常事態又は他の極度の緊急事態の期間中に権限の行使及び対策の実施を援助するため、又は

(c) 公共の非営利目的のためであって、当該行為をなす前に、政府がそうするためのすべての合理的な手段を講じてもその行為をなすための意匠所有者のライセンスを合理的な条件で取得することができなかった場合

(2) 人は(1)に基づいて政府を代表して行為する許可を、許可された行為がなされる前又は後に受けることができる。

(3) 本条において、「国家非常事態期間」とは、本条の適用上国家非常事態の期間の開始として公報に公告される命令によって法務長官により宣言される日に始まり、終了として宣言される日に終了する期間をいう。

第 37 条 第 36 条に基づく権利の性質と範囲

(1) 第 36 条に基づいて意匠を使用する権利は、次のとおりとする。

(a) 非排他的であり、かつ、譲渡不能であること

(b) 同条に明記された目的に限定されること

(c) 同条に基づく授権条件に従うこと

(d) 公衆への意匠の販売を認めないこと、及び

(e) 主にブルネイでの意匠の使用に限定されること

(2) 意匠に関して第 36 条に基づいてなされる行為は、当該意匠の保護存続期間の算定に際して考慮に入れられない。

(3) 意匠に関して排他的ライセンスが有効である場合は、第 36 条、第 38 条及び第 39 条は、意匠所有者への言及については排他的ライセンシーへの言及があったものとして効力を有する。

第 38 条 所有者に知らせる義務

(1) 意匠に関して第 36 条に基づいて行為がなされた場合は、政府は、それがなされたことを当該意匠に係る権利の所有者に速やかに知らせ、それに関して所有者が求める情報を与えなければならない。

(2) (1)の規定は、そうすることがブルネイの安全保障又は防衛を害する虞があるか又は合理的にそのように予期される場合は、所有者に情報を伝え又は開示することを政府に求めるものではない。

第 39 条 意匠所有者は対価を受ける権利があること

意匠に関して第 36 条に基づいてある行為がなされた場合は、政府は、意匠所有者に対し、双方の間で合意された方法によって合意又は決定された対価を支払わなければならない。

第 40 条 高等裁判所への上訴

(1) 第 36 条に基づいて政府によって又はその代表でなされた行為の不服者は、高等裁判所へ上訴することができ、高等裁判所は自らが適切と考える命令を発することができる。

(2) 当該上訴に対して、次の者は、出頭し、かつ、聴聞を受ける権利を有する。

(a) 政府、及び

(b) 高等裁判所の許可を得た他の者

第 V 部 法的手続

第 41 条 登録後の権利の決定

(1) 意匠が登録された後、それに基づく所有権を有する又は主張する者は、次の疑問を裁判所へ付託することができる。

- (a) 意匠の真の所有者が誰であるか
- (b) 意匠が登録された者の名称で当該意匠が登録されるべきであったか否か、又は
- (c) 意匠に基づく権利が、他人に移転又は付与されるべきか否か

裁判所は、当該疑問を解決し、その解決を実施するのに適切と考える命令を発することができる。

(2) (1)の一般原則を損なうことなく、同項に基づく命令は、次の規定を含むことができる。

(a) 付託をした者の名称が意匠所有者又は意匠所有者の 1(他人を除外してか否かを問わない)として登録簿に記入されるべきことを指示する規定

(b) 当該人が意匠に基づく権利を取得した由来である取引、証書又は事件の登録を指示する規定

(c) 意匠に基づくライセンス若しくは他の権利を供与する規定、又は

(d) 意匠所有者として登録された者若しくは意匠に基づく権利を有する者に、命令の他の規定を実施するために必要なものとして命令に明記されたことをするよう指示する規定

(3) (2) (d)に基づいて指示を与えられた者が、指示を含む命令の日後 14 日以内に当該指示を実施するために必要な事項をしない場合において、裁判所は、受けた命令の名義人又は付託者による申請が裁判所に対してあるときは、指示を与えられた者の代わりに当該事項をするようその者に授権することができる。

(4) 本条に基づく付託が、当該付託が関係する意匠の登録日に始まる 2 年間の終了後になされた場合は、登録された者が所有者として登録される権利を有さなかったことを理由として、意匠所有者として登録された者から他人へ意匠権に基づく権利を移転する(1)に基づく命令は出されない。ただし、登録時に、又は場合により当該人への意匠の移転時に、当該人が所有者として登録を受ける権利がないことを知っていたことが証明される場合は、その限りでない。

(5) 本条に基づいて疑問が裁判所へ付託された場合は、付託の当事者以外の意匠所有者又は登録意匠に基づく権利を有する者として登録されたすべての者に付託の通知が出されない限り、(2)又は(4)に基づく命令は出されない。

第 42 条 第 41 条に基づく登録意匠の移転の効果

(1) 登録意匠が何れかの者(単数又は複数の旧所有者)から 1 又は複数の者(旧所有者を含むか否かを問わず)へ移転されるべき旨の第 41 条に基づく命令が出された場合は、(2)の場合を除き、ライセンス又は旧所有者によって付与又は創造された他の権利は、第 32 条及び命令に従うことを条件として、引き続き効力を有し、意匠が移転されるべき旨命令された者(新所有者)によって付与されたものとみなされる。

(2) 登録意匠が、意匠が所有者として登録を受ける権利を有さない者の名義で登録されたとの理由で、旧所有者から 1 又は複数の者(その何れも旧所有者でない)に移転されるべき旨の命令が出された場合は、その者又はそれらの者の意匠の新所有者としての登録時に、ライセ

ンス又は意匠に基づく他の権利は、(3)及び命令に従うことを条件として失効する。

(3) 登録意匠が(2)にいうように移転されるべき旨の命令が出され、命令発出を生じた付託の詳細事項が登録簿に記入される前に、旧所有者又はライセンシーが、次のとおりである場合は、旧所有者又はライセンシーは、所定期間内に新所有者に対する請求をもって、引き続きその行為をなす、又は場合によりその行為をなすライセンス(排他的ライセンスではない)の付与を受ける権利を有する。

(a) 付託の詳細事項がその行為がなされた時に登録されていたならば意匠の侵害を構成した筈の行為を善意でなす場合、又は

(b) そのような行為をする実効的で真剣な準備を善意でなす場合

(4) そのようなライセンスは、合理的な期間につき合理的な条件で付与されるものとする。

(5) 意匠の新所有者又はそのようなライセンスの付与を受ける権利を有すると主張する者は、その者がそのような権利を有するか否か、及びそのような期間又はそのような条件が合理的であるか否かの疑問を裁判所に付託することができ、裁判所は、その疑問を解決し、適切と考える場合は、そのようなライセンスの付与を命じることができる。

第 43 条 裁判所命令によって付与されるライセンス

ライセンス付与についての第 41 条(2)又は第 42 条(5)に基づいてなされる命令は、他の実施方法を害することなく、命令に従ってライセンスを付与する、意匠所有者及び他のすべての当事者によって作成された捺印証書であるものとして効力を有する。

第 44 条 公序良俗の理由による取消

(1) 何人も、本令に基づいて意匠が登録された後はいつでも、第 11 条に照らして意匠が登録を受けることができるか否かの疑問解決のために裁判所へ付託することができる。

(2) そのような疑問を解決するための本項とは別に裁判所管轄権を害することなく、裁判所はそのような疑問解決の権限を有する。

(3) 裁判所は、意匠が第 11 条に基づいて登録することができない意匠であると決定した場合は、意匠登録を取消すよう命令する。

(4) 何人も(1)に基づく付託に異議申立することができる。

第 45 条 意匠が登録を受けることができないとの理由による取消

裁判所は、何人かの申請があったときは、意匠がその登録時に新規性を有さなかった又はその他の理由で登録をすることができないものであったとの理由によって、意匠登録を取り消すよう命令することができる。

第 46 条 所有者として登録を受ける権利を有さない者であるとの理由による取消

(1) (2)及び(3)に従うことを条件として、裁判所は、何人かの申請があったときは、意匠所有者として名称が登録簿に掲載されている者が所有者として登録を受ける権利を有さないとの理由で、意匠登録を取消すよう命令することができる。

(2) (1)に基づく申請は、第 41 条に基づく付託に対して意匠所有者として登録を受ける権利を有するものとして裁判所によって認められた者のみがすることができる。

(3) 第 41 条に基づく付託が意匠登録日に始まる 2 年間の終了後に始まった場合は、意匠所有

者としてその名称が登録簿に記入されている者がその意匠の登録時又は意匠の当該人への移転時に当該人が所有者として登録を受ける権利を有さないことを知っていたことを申請人が証明しない限り、裁判所は意匠登録の取消を命令することができない。

第 47 条 取消の効果

既往の取引に影響を及ぼすことなく、意匠登録が取消されるべきとの命令が第 44 条、第 45 条又は第 46 条に基づいてなされた場合は、登録官は、相応に登録簿を更正し、意匠登録はなされなかったものとみなされる。

第 48 条 侵害訴訟手続

(1) 意匠における権利の侵害は、登録所有者が訴訟提起ことができ、そのような侵害に関する訴訟においては、他の所有権侵害に関する手続において受けられるような損害賠償、差止命令、利益計算その他によるすべての救済が受けられるものとする。

(2) 裁判所は、同一の侵害に関して、損害賠償金の裁定と利益計算の命令の双方をすることはできない。

(3) 意匠登録証が第 26 条に基づいて交付される日前になされた意匠侵害に関する手続はしてはならない。

(4) 本条及び別段の合意があればそれに従うことを条件として、意匠の 2 以上の登録所有者があるときは、その各々が意匠侵害に関する手続を提起する権利を有する。

(5) 2 以上の登録所有者がある意匠への第 31 条の適用においては、登録所有者への言及は、次のとおり解釈する。

(a) 何らかの行為に関しては、第 33 条又は同条にいう合意によって侵害を構成することなく当該行為をする権利を有する当該登録所有者への言及として、及び

(b) 何らかの同意に関しては、第 33 条又は同条にいう合意によって当該同意を与えるに適切な者である登録所有者への言及として

(6) 侵害訴訟手続は、何れの共同所有者によっても提起することができるが、その者は、他の者又はそれら各々が原告として加わっているか被告として加えられているかの何れかでない限り、裁判所の許可なく手続を進めることはできない。被告として加えられた共同所有者は、手続に参加していない限り手続費用の負担を負わされない。本項は、単一の共同所有者のみの申請に基づく中間的救済の付与を害するものではない。

第 49 条 併存する権利の行使

(1) 排他的ライセンスは、ライセンスの付与後に発生する事項に関してライセンスに規定の範囲で、ライセンスが譲渡であった場合と同一の権利をライセンシーが有する旨を規定することができる。そのような規定がなされる場合又はその範囲で、ライセンシーは、ライセンスの規定及び(2)から(8)までに従うことを条件として、所有者以外の者に対して自己の名前で侵害訴訟を提起する権原を有する。

(2) そのような排他的ライセンスの権利は、所有者の権利と併存し、本令における侵害に関する所有者への言及は、相応に解釈する。

(3) 本条に基づいて排他的ライセンシーから提起された手続において、被告は、手続が所有者によって提起された場合に当該人が利用できる筈の抗弁を利用することができる。

(4) 所有者又は排他的ライセンシーによって提起された侵害手続が全体的又は部分的に所有者又は排他的ライセンシーが訴訟の併存する権利を有する侵害に関する場合は、所有者又は場合により排他的ライセンシーは、一方が原告として加わっているか被告として加えられているかの何れかでない限り、裁判所の許可なく手続を進めることはできない。本項は、所有者又は排他的ライセンシー単独の申請による中間的救済の付与を害するものではない。

(5) (4)に基づいて被告として加えられた者は、手続に参加していない限り訴訟費用を負担させられることはない。

(6) 侵害手続が提起され、それが全体的又は部分的に所有者又は排他的ライセンシーが訴訟の併存権を有する侵害に関係する場合は、次のとおりとする。

(a) 裁判所は、損害賠償金の評定において次を考慮する。

(i) ライセンス条件、及び

(ii) 侵害に関して何れか一方に既に裁定されたか又は受けられる金銭的救済

(b) 侵害に関して、他方に有利に損害賠償金の裁定がなされ又は利益計算が指示されている場合は、利益計算は指示してはならない。また

(c) 裁判所は、利益計算が指示されている場合は、相互の合意に従うことを条件として、裁判所が正当と考えるように利益を双方に按分する。

本項は、所有者と排他的ライセンシーが共に手続当事者であるか否かを問わず適用され、双方が当事者である場合は、裁判所は、手続当事者が相手方に代わって金銭的救済の利益を保有する範囲について適切と考える指示を与えることができる。

(7) 意匠所有者は、第 53 条に基づく命令を申請する前に併存する訴訟の権利を有する排他的ライセンシーに通知しなければならない。裁判所は、ライセンシーの申請があるときは、ライセンス条件を勘案して適切と考える同条に基づく命令を出すことができる。

(8) (4)から(7)までは、所有者と排他的ライセンシーの間の別段の合意があればそれに従うことを条件として効力を有する。

第 50 条 第 49 条の排他的ライセンスへの適用

第 49 条は、当該権利の侵害を構成する行為が発生した時に有効であったライセンスに基づく意匠権の排他的ライセンスに適用される。

第 51 条 損害又は利益の回復の一般的限定

(1) 意匠侵害に対する手続においては、侵害時に意匠が登録されたことに気づかず、かつ、それを信じる合理的な理由がなかったことを証明する被告に対して、損害賠償は裁定されず利益計算は命令されない。

(2) (1)の適用上、「登録済」の語、又は意匠が登録されていることを表現又は示唆する語又は語句又は略語を物品又は物品に伴う印刷物に適用しているという理由のみでは、何人もそのように気づいていた又はそれを信じる合理的な理由を有していたとはみなされない。ただし、意匠登録番号がそのような語、語句又は略語に付されていた場合は、この限りでない。

(3) 意匠侵害に対する手続において、裁判所は、適切と考える場合は、第 29 条(5)に明記された延長期間内であるが同条の適用上定められた追加手数料の納付前に犯された侵害に関して、損害賠償を裁定すること又はそのような命令を出すことを拒絶することができる。

第 52 条 一定の侵害についての損害又は利益の回復の更なる限定

何人かが、第 34 条が適用される取引、証書又は事件に基づいて意匠の登録所有者又は排他的ライセンシーになる場合において、次のとおりでないときは、その者は、取引、証書又は事件の日後であって取引、証書又は事件の所定の詳細が登録される前に発生する侵害に関する損害賠償又は利益計算を受ける権利を有さない。

(a) その日から始まる 6 月の終了前に当該取引、証書又は事件の所定の詳細を登録する申請がなされる。又は

(b) 当該期間の終了前にそのような申請をすることが実際的でなかったこと、かつ、当該期間の終了後に速やかにそれがなされたことに裁判所が納得する。

第 53 条 侵害物品等の引渡し命令

(1) 意匠所有者は、次の物品であって、侵害人が業として所有、保管又は管理する物の、当人又は裁判所が指示する者への引渡し命令を裁判所へ申請することができる。

(a) 侵害物品、又は

(b) その物が侵害物品を製造するために使用されているか又は使用される筈であることを知りながら又は信じる理由を有しながら、侵害物品の製造のために特に考案又は改作された物

(2) (1)に基づく申請は、物品又は物が製造された日から 6 年の終了後にはすることができない。ただし、当該期間の全体又は一部において、登録所有者が障害下にあった又は詐欺若しくは隠匿によって当該人に申請をする権利を与える事実を発見することを妨げられていた場合は、その限りでない。この場合は、申請は、当該人が障害下でなくなった又は場合により合理的な継続的努力によって当該事実を発見することができた日から 6 年の期間の終了前にいつでもすることができる。

(3) 当該命令は、裁判所が第 54 条に基づく命令も出す又はその命令を出す理由があると裁判所が判断するのでなければ、出してはならない。

(4) 侵害物品又は物が本条に基づいて引渡しされる者は、第 54 条に基づく命令が出されない場合は、その物品又は物を保持し、同条に基づく命令を待ち又は命令を出さない決定を待つものとする。

(5) 本条は何ら裁判所の権限を害するものではない。

(6) (2)において、「障害」は、緊急(制限)令 1991 年第 4 条(2)と同一の意味を有する。

第 54 条 処分命令

(1) 侵害物品又は物が、第 53 条に基づく命令に従って引渡しされた場合は、裁判所へ次を申請することができる。

(a) 当該物が廃棄又は没収されるべき旨の裁判所が適切と考える者への命令、又は

(b) そのような命令が出されるべきでないとの決定

(2) 如何なる命令(ある場合)を出すべきかを検討するに際し、裁判所は、登録所有者及びライセンシーに補償しその利益を守るために、侵害訴訟において利用可能な他の救済手段が適切か否かを考慮しなければならない。

(3) 物品又は物に係る権利を有する者への通知の送達について、裁判所規則によって規定することができるが、当該人は次の権原を有する。

(a) 通知の送達を受けたか否かを問わず、本条に基づく命令を求める手続に出頭すること、

及び

- (b) 当該人が出頭したか否かを問わず、発せられた命令に対して上訴すること
- また、命令は、上訴の届出を出すことができる期間の終了まで、又は当該期間の終了前に上訴の届出がなされた場合は上訴に関する手続の終局判決若しくは放棄まで、効力を発しない。
- (4) 物品又は物に係る権利を有する2以上の者がいる場合は、裁判所は、正当と考える命令を出さなければならない。
 - (5) 本条に基づいて何ら命令が出されるべきでないとして裁判所が決定する場合は、物品又は物を引渡し前にその所有、保護又は管理下に置いていた者がその返却を受ける権原を有する。
 - (6) 物品又は物に係る権利を有する者への本条における言及は、その者の利益のために本条に基づいて又は商標、著作権、興行権又は意匠権の侵害に関して類似の規定をする法律に基づいて、命令の発出を受けることができる者を含む。

第55条 不侵害についての宣言

本条とは別に宣言をする裁判所管轄権を害することなく、行為が意匠の侵害を構成しない又は提案された行為が意匠の侵害を構成しない旨の宣言は、次のとおり証明される場合は、登録所有者が異論を唱えていないにも拘らず、当該行為をしている者又は当該行為をすることを提案する者と登録所有者との間の手続において裁判所がなすことができる。

- (a) 当該人が求める宣言の趣旨の確認書を登録所有者に対して書面によって申請し、登録所有者に当該行為又は提案された行為の書面による完全な詳細を提供したが、
- (b) 登録所有者が、そのような確認を拒絶したか又は与えなかった。

第56条 争われた登録の有効性の証明書

(1) 裁判所手続において意匠登録の有効性が争われ、当該意匠が有効であると裁判所によって判断された場合は、裁判所は、その判断及び登録の有効性がそのように争われた事実を証明することができる。

(2) 本条に基づいて証明書が付与された場合において、後にする意匠侵害又は登録取消の裁判所手続で登録の有効性に依拠する当事者の勝訴となる終局命令又は判決が出されたときは、当該当事者は、裁判所が別段の指示をする場合を除き、最高裁判所規則の命令59規則27に見える当該用語の意味内での損失補償として費用を受ける権原を有する。ただし、後にする手続における上訴の費用は除く。

第57条 理由のない訴訟手続

(1) (2)に従うことを条件として、何人かが意匠権侵害を主張して手続を開始した場合は、裁判所は、手続を提起された者の申請を受けて、手続が裏付けのないものであることに納得する場合は、次のとおりとする。

- (a) 手続を停止する命令を出し、かつ、
 - (b) 手続を提起された者の被った損失の損害賠償金の支払命令を出す。
- (2) 手続が提起された行為が、意匠権の侵害の構成となること又はそれが行われたならば構成した旨であることを提起人が証明する場合は、裁判所は、本条に基づく救済を付与しない。

第 58 条 登録官に対する上訴

- (1) 本令に基づく登録官の決定に対して裁判所へ上訴することができる。ただし、本令に基づいて規則又は細則によって別段の明示的規定がある場合はこの限りでない。
- (2) 意匠登録出願に関する本令に基づく上訴は、裁判所が別段の指示をする場合を除き、裁判官室で審理する。
- (3) 本令に基づく上訴においては次のとおりとする。
 - (a) 登録官は、出頭し聴聞を受ける権原を有し、かつ、
 - (b) 登録官は、裁判所の命令があれば出頭しなければならない。
- (4) 他の法律に基づく権限に加え、上訴において、裁判所は本令によって登録官に付与されているものと同じ裁量権を有する。
- (5) 本条において、「決定」は、本令に基づいて登録官に付与されている裁量権の行使においてなされる登録官の行為を含む。

第 59 条 登録簿に係る手続への登録官の出頭

- (1) 登録簿の変更又は更正についての申請に関する裁判所手続において、次のとおりとする。
 - (a) 登録官は、出頭して聴聞を受ける権利を有し、かつ、
 - (b) 登録官は、裁判所によって指示された場合は、出頭しなければならない。
- (2) 裁判所から別段の指示を受けたときを除き、登録官は、出頭する代わりに、次の事項を記載し、自らが署名した陳述書を裁判所に提出することができ、その陳述書は、手続において証拠の一部を構成するものとみなされる。
 - (a) 係争事件に関して自己に提起された手続
 - (b) 自らが行った決定の理由
 - (c) 類似事件(ある場合)における登録官又は登録局の慣行、及び
 - (d) 登録官として知っている事項であって、自らが適切と考えるもの

第 60 条 裁判所の一般権限

裁判所は、本令に基づいて第 1 審管轄権又は上訴管轄権の行使における疑問を解決するために、登録官が当該疑問を解決するために発し又は行使することができた筈の命令を発し又は他の権限を行使することができる。

第 61 条 裁判所又は登録官への申請に選択権がある場合の手続

- (1) 本令に基づいて、何人かが意匠又は意匠登録出願に関する疑問について、裁判所又は登録官の何れかに申請をする選択権を有する場合においては、次のとおりとする。
 - (a) 意匠又は意匠登録出願に関する手続が裁判所で係属中のときは、申請は裁判所にするものとし、
 - (b) その他の場合において申請が登録官になされるときは、登録官は、手続の何れの段階においても、申請を裁判所に付託することができ、又は当事者を聴聞した後に、裁判所への上訴に従うことを条件として、疑問を解決することができる。
- (2) (1)は、本条を除き、同項において付託された疑問を解決する裁判所の権限を害するものではない。

第 62 条 裁判所手続の費用及び経費

(1) 本令に基づくすべての裁判所手続において、裁判所は合理的とみなす費用を当事者に裁定することができ、登録官の費用は裁判所の裁量によるものとするが、登録官は他の当事者の費用を支払うよう命令されることはない。

(2) そのような手続において一方当事者の費用を他方当事者が支払うべきと裁判所が指示する場合は、裁判所は一定額を設けて費用の額とすることができ、又は裁判所によって指定された料率(裁判所規則によって定められた料率)に基づいて費用を課すことを指示することができる。

第 63 条 登録官手続の費用及び経費

(1) 登録官は、本令に基づく自己の手続において、合理的とみなす費用を当事者に命令で裁定し、その費用がどのようにかつ何れの当事者によって支払われるべきかを指示することができる。

(2) 本条に基づいて裁定された費用は、裁判所が命令すれば、裁判所命令に基づいて支払われるものとして裁判所の発する強制執行令によって回収することができる。

第 VI 部 管理規定及び雑則

第 64 条 意匠登録簿

- (1) 登録官は、意匠登録簿として知られる登録簿を登録局に備えなければならない。
- (2) 登録簿には、本令及び規則に従って次の事項を記入しなければならない。
 - (a) 出願日及び優先日を含め、意匠登録出願に関する詳細事項
 - (b) 意匠所有者の名称
 - (c) 意匠及び登録出願に基づく権利に影響を及ぼす取引、証書又は事件に関する詳細事項、並びに
 - (d) 登録官が適切と考えるその他の事項
- (3) 信託の通知(明示的か、黙示的か又は擬制的かを問わず)は、登録簿に記入してはならず、登録官はそのような通知によって影響を受けない。
- (4) 登録簿は、書類形式で保管される必要はない。

第 65 条 登録簿は一応の証拠である

- (1) (4)に従うことを条件として、登録簿は、本令又は規則によって登録されることを求められ、許されている事項の一応の証拠である。
- (2) 登録官によって署名されることを意図され、本令又は規則によって登録官がなすことを授權されている登録簿への記入がなされた又はなされなかったこと、又は登録官がなすことをそのように授權されているその他のことがなされた又はなされなかったことを証明する証明書は、そのように証明された事項の一応の証拠である。
- (3) 認証謄本又は認証抄本であることを意図する次のものは、(4)に従うことを条件として、追加証拠なしにかつ原本の提出なしに証拠として認められる。
 - (a) 第 68 条(1)に基づいて提供される登録簿の記入事項の写し又は登録簿の抄本
 - (b) 登録局に保管された書類の写し又は当該書類の抄本
 - (c) 意匠のひな形又は明細書の写し、又は
 - (d) 意匠登録願書の写し
- (4) 本条は、証拠法第 35A 条及び第 35B 条を害さない。
- (5) 本条において、「認証謄本」及び「認証抄本」は、登録官によって認証され登録官印を捺印された写し及び抄本である。

第 66 条 登録簿の更正

- (1) 十分な利害関係を有する者は、登録簿における誤謬又は遺漏の更正申請をすることができる。ただし、意匠の有効性に影響を及ぼす事項に関しては、更正申請をすることができない。
- (2) 更正申請は、次の例外規定に従うことを条件として、登録官又は裁判所の何れに対しても行うことができる。
 - (a) その意匠に関する訴訟が裁判所に係属している場合は、申請は、裁判所に対してしなければならない。また
 - (b) 前記以外の場合において、申請が登録官に対してなされたときは、登録官は、手続の如何なる段階においてもその申請を裁判所に付託することができる。

(3) 登録官又は裁判所が別段の指示をしたときを除き、登録簿更正の効果は、当該誤謬又は遺漏がなされていなかったとみなされることである。

(4) 登録官は、意匠の所有者又はライセンシーから所定の方法による請求があったときは、記録されているその者の名称又は宛先の変更を登録簿に記入することができる。

(5) 登録官は、登録官にとってその効力が消滅していると思われる事項を、次のとおり登録簿から除去することができる。

(a) 十分な利害を有する者が登録官に申請したとき、又は

(b) 自発的に

第 67 条 登録簿を閲覧する権利

(1) 何人も、規則に従うことを条件として、登録局の就業時間中に登録簿を閲覧する権利を有する。

(2) 書類形式以外で保管されている登録簿の部分に関しては、(1)によって付与される閲覧権は、登録簿上の情報資料を閲覧する権利である。

第 68 条 記入事項の写しを得る権利

(1) 登録簿記入事項の認証謄本又は登録簿の認証抄本の申請人は、所定の手数料を納付して当該謄本又は抄本を得る権利を有する。

(2) 不認証謄本又は抄本の申請人は、所定の手数料を納付して当該謄本又は抄本を得る権利を有する。

(3) 本条に基づく申請は、所定の方法でなされなければならない。

(4) 書類形式以外で保管されている登録簿の部分に関しては、(1)及び(2)によって付与される謄本又は抄本を受ける権利は、持ち出すことができ、見ること及び読むことができる形式での謄本又は抄本を受ける権利である。

第 69 条 情報を受ける権利

(1) 意匠の登録後に何人かによる所定の方法での書面による請求があるときは、登録官は、請求人に当該情報を与え、請求に指定する意匠の表示、見本又は標本を含め、登録出願又は意匠に関する当該書類を閲覧する許可を、所定の条件に従うことを条件として、同人に与える。

(2) 本条に従うことを条件として、第 26 条に基づいて意匠登録の通知が公告されるまでは、出願を構成する又は出願に関する情報又は書類は、所有者又は場合により出願人の同意なく登録官によって公告され又は何人かに伝達されてはならない。

(3) (2)は、登録官が意匠登録出願に関する所定の情報を公告し又は他人に伝達することを妨げない。

(4) ある者が出願人から意匠登録出願がなされていることの通知を受け、意匠が登録された場合は通知に明記された行為を当該人がなすときはその者に対して訴訟を提起する旨を出願人から知らされた場合は、当該人は、(1)に基づく請求をすることができ、同項が相応に適用される。

第70条 登録局の就業時間及び非就業日

(1) 法務長官は、国王の承認により規則を定めて、本令に基づく業務又は何らかの種類のそのような業務の公衆による手続の目的のための何れかの日に登録局が終業とみなされる時間を指定することができ、また、そのような目的のために非就業日を指定することができる。

(2) 当該種類の業務に関して何れかの日にそのように指定された時間後に、又はその種類の業務に関する非就業日に、本令に基づいてなされた業務は、非就業日でない翌日になされたものとみなされる。本令に基づいて何事かをなす時間が非就業日に満了する場合は、その時間は、非就業日でない翌日に延長される。

(3) 本条に基づく規則によって、異なる種類の業務に異なる規定を定めることができる。

第71条 登録官の裁量権行使

登録官は、法規を害することなく、自己に対する手続の当事者に対して本令によって登録官に付与されている裁量権を当該当事者に不利に行使する前に聴聞の機会を与えなければならない。

第72条 公務に係る登録官の免責

登録官も如何なる公務員も、次のとおりとする。

(a) 本令に基づいて登録された意匠登録の有効性を保証するとはみなされず、

(b) 本令によって要求され若しくは許可される審査、又は当該審査又は調査に関するその後の報告若しくは他の手続を理由として又はそれに関連して何ら責任を負わない。

第73条 代理人の承認

(1) 本条に従うことを条件として、本令に基づいて、意匠に関して又は意匠若しくは意匠登録に関する手続に関して、何人かによって又は対して行為がなされなければならない場合は、当該行為は、同人によって所定の様式で正式に授権された同人の代理人が又は代理人に対してなすことができる。

(2) 代理人として行為することを(1)に基づいて他人によって正式に授権された者は、その代理人と当該人との間の合意における別段の定があればそれに従うことを条件として、所定の様式での登録官及び当該他人への通知をもって、当該他人の代理人として行為することを停止することができる。

(3) 登録官は、規則において業務のために指定された者を、本令に基づく業務に関する代理人として承認することを拒絶することができる。

(4) 登録官は、ブルネイに居住もせず営業所も有さない者を代理人として承認することを拒絶することができる。

第74条 提出書類の誤謬の訂正

(1) 規則に従うことを条件として、登録官は、利害関係人による書面による請求があるときは、次における翻訳文又は転写文の誤謬、誤記又は過誤を訂正することができる。

(a) 意匠登録出願又は当該出願に関連する提出書類

(b) 意匠の表示、又は

(c) 意匠に関連する提出書類

(2) この請求に対して、何人も規則に従って異議申立の通知を登録官に出すことができ、登録官がこの件を解決する。

第 75 条 国防目的に係る意匠

(1) 施行前又は施行後に意匠登録出願がなされ、意匠が国防目的に係るものとして法務長官から自己に通知されている種類の 1 であると登録官が判断する場合は、登録官は、指示を出してその意匠に関する情報の公開、又は指示に指定する者若しくはその種類の者への当該情報の伝達を禁止又は制限することができる。

(2) 当該指示が出された場合は、指示の効力の継続中に次のものが登録局において公衆の閲覧に供されないことを確保するために規則を定めることができる。

(a) 意匠の表示、及び

(b) 出願人の意匠登録出願を裏付けるために提出された、意匠が登録を受けることができるものであることの証拠

(3) 登録官がそのような指示を出す場合は、登録官は、指示の適用を法務長官に通知し、その上で次の規定が発効となる。

(a) 法務長官は、意匠の公開がブルネイの国防を害するか否かを検討するものとする。

(b) 法務長官は、意匠が登録された後いつでも、又は出願人の同意を得て、意匠が登録される前はいつでも、意匠の表示及び登録可能性についての証拠を査閲することができる。

(c) 意匠を検討の上で、意匠の公開がブルネイの国防を害さない筈であるか又は最早害さないと法務長官が判断するときにはいつでも、登録官に対してその旨の通知を出すことができる。また、

(d) そのような通知の受領後、登録官は、指示を取り消し、自己が適切と考える条件に従って、登録出願に関連して本令に基づいてなすことを要求され又は許可されたことをなすための期間を、その期間が既に満了しているか否かを問わず、延長することができる。

第 76 条 没収物品を販売する政府の権利

本令の如何なる規定も、政府又は直接若しくは間接に政府から権原を得た者が、関税法に基づく没収物品を処分し又は使用する権利に影響を及ぼすものではない。

第 VII 部 規則及び細則

第 77 条 規則

(1) 法務長官は、国王の承認を得て、意匠登録又は本令に基づく自己に対する他の手続に関連して使用される様式及び手数料の規定を含め、規定することが要求され又は適宜であるすべての事項を規定し、かつ、一般的に本令の対象及び目的の施行並びにその適正な管理についての規則を定めることができる。

(2) 当該規則をもってそれら規則が適用される異なる種類の事案についての異なる規定を設けることができ、かつ、当該規則は、法務長官が便宜とみなす付随補足規定を設けることができる。

第 78 条 細則

法務長官は、国王の承認をもって、次についての細則を定めることができる。

- (a) 第 20 条に基づく届出の提出期間の修正
- (b) 第 29 条(2)に規定される年数の修正
- (c) 第 29 条(5)に規定される月数の修正
- (d) 第 58 条に明記される種類の決定又は命令である登録官の決定又は命令に対し第 58 条に基づいて上訴することはできない旨の規定
- (e) 本令の適用上の方式要件としての要件の指定

第 VIII 部 違法行為

第 79 条 登録簿等の偽造

- (1) ある者が、それが虚偽であることを知っていながら又は虚偽であると信ずべき理由を有しながら、登録簿に虚偽の記入をし又は虚偽の記入をさせることは、違法行為である。
- (2) ある者が、それが虚偽であることを知っていながら又は虚偽であると信ずべき理由を有しながら、次の行為をすることは、違法行為である。
 - (a) 登録簿における記入事項の写しであると偽証するものを作成し又は作成させること、又は
 - (b) そのようなものを証拠として提出又は提供し、若しくは提出又は提供させること
- (3) 本条に基づく違法行為に対して有罪である者は、有罪判決に基づき 5 年以下の拘禁若しくは 5 万ドル以下の罰金、又はその両刑の併科に処する。

第 80 条 意匠が登録されているとする虚偽表示

- (1) 本条に従うことを条件として、対価を得て自己が処分する物品に適用された意匠が当該物品に関して登録されている旨を虚偽表示する者は、違法行為で有罪であり、有罪判決に基づき 1 万ドル以下の罰金を科される。
- (2) (1) の適用上、「登録済」の語又は適用されている意匠が当該物品に関して登録されている旨を明示若しくは黙示する何かを押印、刻印若しくは銘記した又はその他適用した物品を対価を得て処分する者は、その物品に適用されている意匠がその物品に関して登録されている旨の表示をしたものとみなされる。
- (3) 本条に基づく違法行為の手續において、被疑者が違法行為の発生を防ぐために適切な継続的努力をしたことを証明することは抗弁となる。

第 81 条 「意匠登録局」等の名称の悪用

自己の営業所又は自己の出す書類又はその他で、「意匠登録局」の語、又は自己の営業所が登録局であるか又は登録局と公式に関連している旨を示唆する語句を使用する者は、違法行為で有罪であり、有罪判決に基づき 5 万ドル以下の罰金を科される。

第 82 条 第 75 条の指示に対する違反

第 75 条に基づいて登録官の与える指示に違反する者は、違法行為で有罪であり、有罪判決に基づき 2 年以下の拘禁と 5 万ドル以下の罰金を科される。

第 83 条 法人及びパートナーシップが行った違法行為

- (1) 法人によって実行された本令に基づく違法行為が、その法人の取締役、管理職、秘書役若しくはそれ以外の類似の幹部、又はそのような資格において行動していると思われる者の同意又は黙諾により実行されていたか又はその不作為に起因することが証明される場合は、当該人は、法人と共に、その違法行為について有罪であり、かつ、同人を相手として訴訟を提起すること及びそれに従って処罰することができる。
- (2) パートナーシップが本令に基づく違法行為について有罪である場合は、その違法行為の実行を知らなかったこと又はその防止を試みたことが証明される者以外のすべてのパートナ

一は、その違法行為について有罪であり、かつ、同人を相手として訴訟を提起すること及びそれに従って処罰することができる。

(3) 業務がその構成員によって運営されている法人に関しては、(1)における「取締役」とは、その法人のすべての構成員をいう。

第 IX 部 総則

第 84 条 授権権限

国王は、次のために自己が必要又は便宜と認める規則を命令によって定めることができる。

- (a) 本令の対象及び目的を施行するため、並びに
- (b) 他の成文法を本令と整合させるため

第 85 条 政府を拘束する命令

本令は政府を拘束する。